

## 船舶事故調査報告書

令和7年1月29日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和5年12月14日 08時30分ごろ
発生場所	福岡県福岡市西浦崎北西方沖 西浦崎灯台から真方位294° 3.2海里（M）付近 （概位 北緯33° 41.3′ 東経130° 09.1′）
事故の概要	漁船丸一丸は、北東進中、また、プレジャーボート津田天丸は、船首を西方に向けて漂流中、両船が衝突した。 丸一丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、津田天丸は、左舷船尾部外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和6年1月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 丸一丸、7.9トン F02-6702（漁船登録番号）、福岡県漁業協同組合連合会 15.05m（Lr）×3.48m×1.14m、FRP ディーゼル機関、302kW（動力漁船登録票による）、平成31年1月17日 B プレジャーボート 津田天丸、1.4トン 290-56686福岡、個人所有 5.59m（Lr）×2.11m×1.10m、FRP ディーゼル機関、36.04kW、平成15年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年4月26日 免許証交付日 令和2年2月5日 （令和7年4月25日まで有効） B 船長B 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成29年3月21日 免許証交付日 令和4年6月29日 （令和9年4月18日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に破口、機関及び航海計器等に濡損等（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風なし、視界 良好 海象：波高 約0.5～1m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか1人（以下「乗組員A」という。）が乗り組み、ごち網漁の目的で、令和5年12月14日05時50分ごろ福岡県糸島市船越漁港北方沖の漁場に向けて同漁港を出港した。（写真1参照）</p>  <p style="text-align: center;">写真1 A船</p> <p>船長Aは、漁場に到着して数回投揚網を行って操業した後、福岡市玄界島の北方海域に向かうこととし、漁場を出発した。</p> <p>船長Aは、漁場を出発する際、操舵室で3Mレンジでヘッドアップとしたレーダーと目視により周囲を確認し、進行方向に他船を認めなかった。</p> <p>船長Aは、GPSプロッターを作動させ、時々レーダー画面を見ながら操舵室中央部の椅子に腰を掛けて操船に当たり、約14ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵によりA船を北東進させた。（写真2参照）</p>  <p style="text-align: center;">写真2 椅子からの前方の見通し模様（岸壁に係留中）</p> <p>乗組員Aは、船尾部甲板で船尾方を向いて座っていた。</p> <p>船長Aは、北東進中、西浦埼灯台西方沖で立って目視により前方を確認し、船首方に他船を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、再び椅子に腰を掛けて同じ針路及び速力で操船</p>

を続けた。

船長Aは、船首浮上による死角が生じた状況下、同じ針路及び速力で航行中、08時30分ごろ、船体に衝撃を受けた後、船首方にB船を認め、B船と衝突したことを知った。

船長Aは、船長BがA船の船尾方で泳いでいることを乗組員Aから聞き、A船を後進させて船長Bを救助した。

船長Aは、船長Bに負傷がないことを確認し、118番通報を行った後、半没状態のB船をえい航して福岡市西浦漁港に入港した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で、08時10分ごろ西浦埼北西方沖の釣り場に向けて西浦漁港を出港した。(写真3参照)



写真3 B船

船長Bは、08時25分ごろ釣り場に到着し、機関を中立運転として漂泊し、船首部右舷側の操縦席に腰を掛け、スマートフォンの動画を見ながら、右舷側の舷縁に取り付けていた魚群探知機に海底地形を表示させる操作を行っていた。

船長Bは、船首が西方を向いた頃、ふと船首方を見たところ、左舷前方至近に接近するA船を認め、とっさに海に飛び込んだ後、B船の左舷船尾部とA船の船首部とが衝突したのを目撃した。

船長Bは、ベルト型自動膨張式救命胴衣を着用して泳いでいたところ、A船に救助された。

B船は、A船にえい航されて西浦漁港に入港した。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

#### その他の事項

A船は、約12knの速力で航行すると船首が浮上し始め、約14knの速力では、船長Aが操舵室中央部の椅子に腰を掛けた位置から正船首両舷にそれぞれ約11°の範囲に死角が生じていた。

船長Aは、ふだん、船首を左右に振って船首方の死角を補う見張りを行っていたが、本事故当時、西浦埼灯台西方沖で立って前方を確認し、船首方に他船を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、船首方の死角を補う見張りを行っていなかった。

船長Aは、漁場を出発する際、レーダーと目視で周囲を確認し、進

	<p>行方向に他船を認めず、その後、西浦埼灯台西方沖で立って目視により前方を確認し、船首方に他船を認めず、前路に航行の支障となる他船はいないと思っていたので、レーダー画面をよく見ないで航行し、B船の映像を見落としたのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、魚群探知機の操作に集中していて、周囲の見張りを行っていなかったため、接近するA船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、B船に電子ホーンが装備されていたものの、A船に気付くのが遅れ、鳴らすことができなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、船首浮上による死角が生じている状況下、西浦埼北西方沖を北東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い込み、レーダー画面をよく見ずに操船を続け、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、西浦埼灯台西方沖で立って目視により前方を確認し、船首方に他船を認めなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないと思い込み、船首浮上による死角が生じた状態で操船したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、次の(1)及び(2)により、前路に航行の支障となる他船はいないと思い込んだことから、レーダー画面をよく見ていなかったものと考えられる。</p> <p>(1) 漁場を出発する際、レーダーと目視で周囲を確認し、進行方向に他船を認めなかったこと。</p> <p>(2) 西浦埼灯台西方沖で立って目視により前方を確認し、船首方に他船を認めなかったこと。</p> <p>船長Aは、レーダー画面をよく見ていなかったことから、B船の映像を見落とした可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、西浦埼北西方沖で船首を西方に向けて漂泊中、船長Bが魚群探知機の操作に集中していて、周囲の見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、B船に電子ホーンを備えていたものの、接近するA船に気付くのが遅れたことから、電子ホーンを鳴らすことができず、A船に対して有効な注意喚起を行うことができなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、西浦埼北西方沖において、A船が北東進中、B船が船首</p>

	<p>を西方に向けて漂流中、船長Aが、A船に船首浮上による死角が生じている状況下、前路に航行の支障となる他船はいないと思込み、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かず、また、船長Bが、魚群探知機の操作に集中していて、周囲の見張りを行っていなかったため、接近するA船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、自船の船首方の視界が遮られている場合、前路に航行の支障となる他船はいないと思込まず、時々操船位置を移動して周囲の状況を確認したり、船首を大きく左右に振ったりし、また、レーダーを有効に活用して他船を見落とさないようにするなど、常時、船首方の死角を補う適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 漂流中の小型船舶の船長は、1つの作業に集中することなく、常時、周囲の見張りを適切に行い、接近する他船を早期に発見し、余裕のある時機に注意喚起を行ったり、必要に応じて機関を使用して移動したりするなど衝突を避ける措置を採ること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

